

令和7年度

葛飾区産業人材育成支援補助事業のご案内

②物流・建設事業者支援

この制度は、区内の物流・建設事業者等が人材育成のため、従業員に大型等免許を取得させる教習費用や、大型等免許の有資格者を採用した際の手当の一部を補助するものです。

申請期間

令和7年4月1日から令和8年3月27日まで(必着)

補助金額

NEW

1 大型等免許取得費	2 有資格者入社時手当
上限 60 万円 補助対象事業者が負担した額の 2分の1 の額	上限 50 万円 補助対象事業者が、大型等免許の有資格者を新たに採用した際、当該従業員に対して、免許保有を理由として支給した手当※の額の 2分の1 の額

○千円未満の端数については切り捨てです。

○1回の交付申請額が1万円に満たない場合は申請できません。

○複数人いる場合、上限額まで合算で申請できます。

○それぞれの補助限度額に達するまで、同一年度中複数回の申請が可能です。

※手当…大型等免許の有資格者に対して支払われる一時金

対象となる手当は1従業員に対して1度まで。また採用および支給が上記申請期間の内に行為されるものに限る。

申請資格

- 中小企業基本法第2条に規定する中小企業で、区内に主たる事業所を有すること。
- 次の①～③のいずれかに当てはまる事業者（以下「物流・建設事業者等」という。）であること。
 - 貨物自動車運送事業法第39条第1号に規定する貨物自動車運送事業者
 - 道路運送法第43条第3項に規定する旅客自動車運送事業者
 - 日本標準産業分類に規定するD建設業を営む事業者
- 補助対象経費（教習費等、手当）の一部または全部を負担していること。
- 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
- 前年度の法人住民税、個人事業主の場合は、葛飾区の特別区民税（区外在住の場合は、葛飾区の特別区民税及び居住地の区市町村民税）を滞納していないこと。
- 葛飾区暴力団排除条例（平成24年葛飾区条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団であるもの又は代表者、役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者でないものであること。

令和7年度～建設業を
対象事業者に追加しました。

2 有資格者入社時手当…上記に加えて、手当を支給する根拠となる、就業規則等の社内規程を定めていること。

対 象 経 費

＜対象免許＞ 次のア～キの免許を対象とする。

- ア 大型自動車第一種運転免許
- イ 大型自動車第二種運転免許
- ウ 中型自動車第一種運転免許
- エ 中型自動車第二種運転免許
- オ 準中型自動車第一種運転免許
- カ 大型特殊自動車第一種免許
- キ 牽引自動車第一種運転免許

1 大型等免許取得費

補助対象事業者が自社の従業員（事業主を含む。）を業務に従事させるため、上記＜対象免許＞の免許を取得させる場合、免許の取得のために要した自動車教習所に係る費用のうち、補助対象事業者が負担した額。ただし、従業員が免許（令和 7 年 4 月 1 日から申請日までを取得したものに限り。）取得時及び当該費用の負担時に、補助対象事業者の業務に従事している場合に限る。

※国又は他の地方公共団体等から同一趣旨の補助金の交付を受けている場合、併用が可能などうか事前に補助金の申請先にご確認ください。

2 有資格者入社時手当

補助対象事業者が上記＜対象免許＞の免許を有する者を従業員に採用した場合、当該従業員に対して＜対象免許＞保有を理由として手当（一時金）を支給する場合の支給額。ただし、同一の従業員に対しての手当の支給は 1 回とし、採用及び手当の支給が令和 7 年 4 月 1 日から申請日までに行われる場合に限る。

申請方法・書類

【共通】

教習費用または手当の支払い後必要書類を揃えて申請してください。

訂正箇所がある場合、原則差し替えでの対応となります。

- 1 産業人材育成支援補助金交付申請書（第 1 号様式）
- 2 産業人材育成支援事業計画書（第 2 号の 2 様式または第 2 号の 4 様式）
- 3 企業概要（第 3 号様式）
- 4 法人・・・・・・・・法人都民税納税証明書
個人事業主・・・特別区民税納税（非課税）証明書（区外在住の場合は、特別区民税納税（非課税）証明書及び居住地の区市町村民税納税（非課税）証明書）※領収書は不可
- 5 補助対象事業者が法人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し又は物流・建設事業者等であることの証明書類
- 6 補助対象事業者が個人事業主の場合は、開業届の写し又は直近の確定申告書（第一表、第二表）の控えの写し 2 年分及び物流・建設事業者等であることの証明書類

1 大型等免許取得費

共通書類に加えて

- 1 補助対象事業者が直接自動車教習所に費用を支払った場合、補助対象事業者が自動車教習所に補助対象経費の一部を支払ったことを証明する書類の写し
事業者が免許の取得をした従業員に免許の取得のために費用を支給した場合、従業員に対し補助対象経費の一部を支払ったことを証明する書類の写し
- 2 対象の従業員が取得した<対象免許>いずれかの免許の免許証の写し

2 有資格者入社時手当

共通書類に加えて

- 1 補助対象事業者が従業員に対して手当を支給した際の給与明細書等の写し
- 2 補助対象事業者が従業員に対して手当を支給した根拠となる、就業規則等の明文化された社内規程
- 3 対象の従業員が取得している<対象免許>いずれかの免許の免許証の写し

補助金の交付

申請書提出後、交付決定通知書に基づき交付いたします。

※ 3月に教習、手当の支給等を行う場合は事前にご相談ください。

申請書

葛飾区ホームページでダウンロードできるほか、商工振興課で配布いたします。
提出は下記申請先に郵送またはお持ちください。

＼ 申請はテクノプラザかつしか2階の商工振興課への持参か、郵送でご提出ください ／

申請・お問合せ先

葛飾区 商工振興課 工業振興係

〒125-0062 葛飾区青戸 7-2-1 テクノプラザかつしか内

電話 03-3838-5587

FAX 03-3838-5551

申請書類は葛飾区ホームページでダウンロード、または商工振興課で配布しております。



区ホームページ



葛飾区 産業人材育成 補助

検索